

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

2 八六年度の産業別最低賃金の改定

八六年度の各都道府県における産業別最低賃金(特定の産業を対象として設定される最低賃金)の決定については、一二月一五日の東京都出版・同関連産業最低賃金および佐賀県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金を最後に、全国で三四一件すべての最低賃金について都道府県最低賃金審議会の改定審議を終了した。

改定された八六年度の各都道府県における産業別最低賃金額(日額)は、全国加重平均で三九四五円(一ヵ月を二五日として換算すると九万八六二五円)となり、前年度にくらべ実額で一〇〇円、率で二・九%の引き上げとなった。産業別最低賃金の最高額は、兵庫県塗料製造業最低賃金の四六六五円、最低額は、宮崎、鹿児島両県の食料品・飲料・飼料製造業最低賃金の三三九四円となっている。各産業ごとの全国加重平均額は第97表のとおりである。

本年度の産業別最低賃金の改定にあたっては、八六年二月一四日の中央最低賃金審議会による「現行最低賃金の廃止および新産業別最低賃金への転換等について」の答申にもとづき、すべての産業別最低賃金について、(1)一八歳未満または六五歳以上の者、(2)雇入れ後一定期間未満の者であって、技能習得中のもの、(3)清掃または片付けの業務に従事する者についての適用除外(地域別最低賃金の対象とする)措置がとられた。

改定作業については、年内発動の件数が二九〇件(全体の八五・〇%)と前年度(二二〇件)にくらべ大幅に増加し、七八年度以降、もっとも早いペースとなった。また答申時の採決状況については、全会一致による結審が二七八件で全体八一・五%を占め、前年度(六五・一%)より増加し、多数決による結審が減少した。全国加重平均でみた引き上げ率は二・九%であり、地域別最低賃金の引き上げ率三・〇%よりやや低い率となったが、引き上げ額で一〇〇円と地域別最低賃金の引き上げ額一〇五円を上回っている。

第97表 産業別最低賃金の全国加重平均額(P.494)

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

